令和6年8月21日
県政情報文書課

電子契約サービス導入に係る関係規程の改正について

資料１―１

- 会計課が電子契約サービスを導入（R6.10）するに当たり、関係規程の改正が必要になる。
- 県政情報文書課で検討が必要な規程として、**「電子署名規程」、「行政文書管理規程」**がある。

※会計課において、会計規則を改正し、契約締結において、従来の紙への押印だけでなく、電子契約サービスによることもできるようにする予定。

１　現行の電子署名規程について

- 現行の電子署名規程は、**LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）による電子署名**について規定しており、イメージは右図のようになる。
- 県から発送する通知等について、LGPKI認証局から証明書の発行を受け、文書に電子署名を付与。
- 当該文書を送付した相手方のみ閲覧可能。
- 実務としては、電子入札システムで、落札決定通知等を相手方に送付する際などに用いられている。

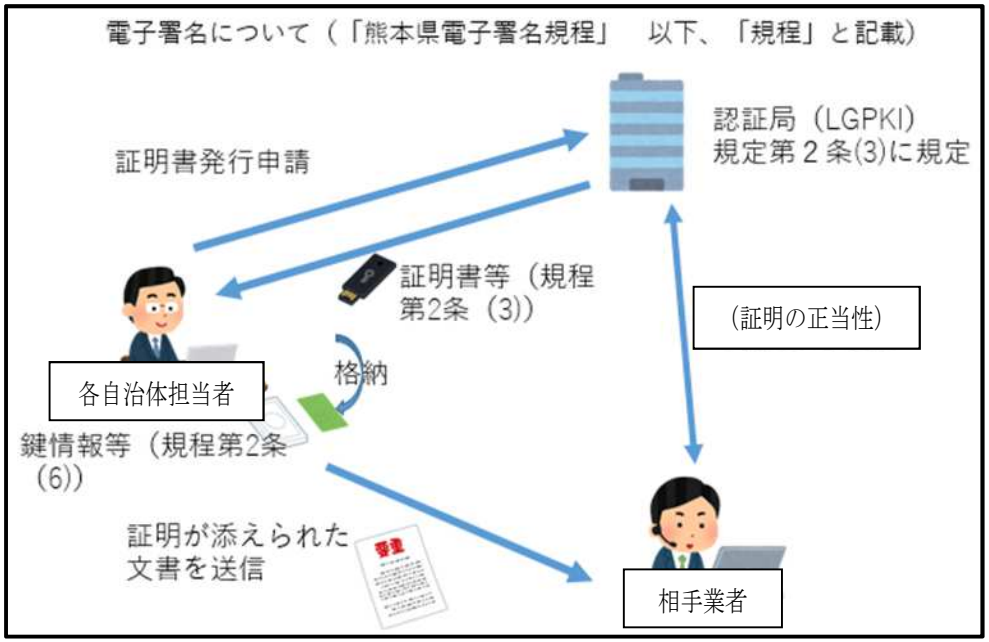

令和6年8月21日
県政情報文書課

２　今回導入される電子契約について

- 今回会計課が導入する電子契約は、サービス事業者のクラウド上に、県と契約相手が作成した契約書をアップロード。
- 双方が内容の確認を完了した後、事業者が間に立ち、**電子署名を行うこ**とで、契約が成立。
- この電子署名には、署名以降、文書の改ざんが行われていないことを証明する、タイムスタンプ等の役割がある。
- そのため、県の電子署名規程に記載されている電子署名と、今回会計課が導入する電子契約に係る電子署名は、名称は同じであるが、内容は別物である。

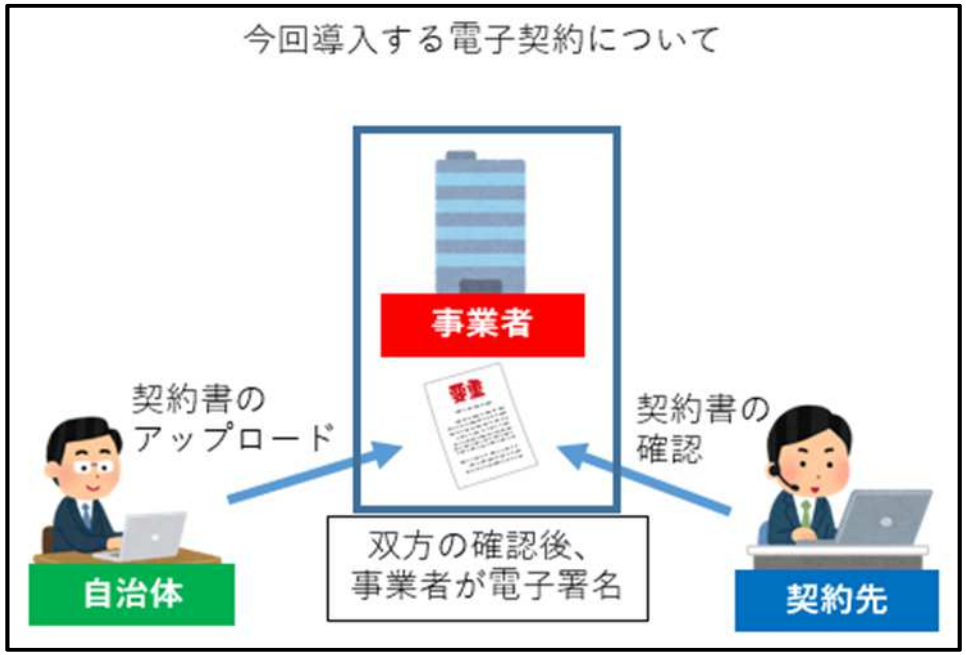

３　規程改正案について

- 【電子署名規程】
- 電子署名規程の電子署名と、会計課が導入する電子契約サービスに係る電子署名は別物である。
- **電子契約サービスの電子署名は、サービス事業者が行うものであり、県が行うものではないため、電子署名規程の改正を行う必要はない**と考える。

令和6年8月21日
県政情報文書課

- 【行政文書管理規程】
- 行政文書管理規程中にある「電子署名」も、**LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）による電子署名である。**
- したがって、その定義について、「電子契約サービスによる電子署名を除く」旨の改正が必要であると考える。
- また、「発送文書の取扱い」について、規程上、「文書管理システム又は電子メールにより送信」等とされているため、「電子契約サービス」を追加する改正を行う必要があると考える。
- なお、これらの改正に伴い、定義の中に、「電子契約サービス（県及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。）」を追加する必要があると考える。